

【件名】カンタスグループの国際線運休期間延長の発表（新型コロナウイルス（COVID-19）関連）

【ポイント】

5月5日、カンタスグループは、5月末までとしていた国際線の運休を7月末まで延長すると発表しました。これには、カンタス及びジェットスターの日本への直行便が含まれます。現在唯一運航されている日豪直行便は、全日空のシドニー・羽田線（週3便）ですが、6月2日以降の運航予定については発表されていません。日本への直行便の多くが運休を継続している状況であり、日本への早期帰国が必要な方は可能な限り早めの出国をご検討ください。

【本文】

5月5日、カンタスグループは、5月末までとしていた国際線の運休を7月末まで延長すると発表しました。これには、カンタス及びジェットスターの日本への直行便が含まれます。豪州政府は3月20日から豪州国民・永住者以外の入国を禁止していますが、日本政府も4月29日午前0時から日本に渡航する外国人の入国禁止の対象をさらに拡大しました（現在は豪州を含む87ヵ国・地域）。また、これら国・地域から帰国する邦人についても、入国地の空港でのPCR検査と14日間の自己隔離の実施が求められています。

さらに、豪内務省は、一時滞在ビザに関するよくある質問を同省ホームページに掲載し、引き続き、自立して生活を行うことができない方はご自身の国に帰る準備をするべきであると呼びかけています。

当館 HP：<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100042246.pdf>

こうした動きも受けて、新型コロナウイルスに関連し、日本と豪州を結ぶ直行便は大幅に減便・運休されています。現在、日豪直行便として運航されているのは、全日空のシドニー・羽田線のみとなっていますが、6月2日以降の運航予定についてはまだ発表されていません。

現時点の各社の運航及び運休状況は以下の通りですので、これも参考にいただきながら、観光等で一時的に滞在中の方や、日本に早期帰国の必要がある方等は、可能な限り早めの出国をご検討ください。

1 全日空

(1) シドニー・羽田線

6月1日シドニー発の便まで週3便の「運航」が継続される予定です。シドニー発の便は、月曜日、木曜日、土曜日に運航されます。また、それ以降の運航予定については、まだ発表されておらず、追加の減便や運休の可能性がります。

(2) パース・成田線

5月31日パース発の便まで「運休」される予定です。また、それ以降の運航予定について

は、まだ発表されておらず、減便や運休が継続される可能性があります。

最新の運航情報は、以下の同社サイトをご確認ください。

<https://www.ana.co.jp/group/pr/>

なお、全日空は、同社の名前を使用するなりすましメールへの注意を呼びかけており、ご注意ください。

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/information006/>

2 日本航空

(1) シドニー・羽田線

6月1日シドニー発の便まで「運休」される予定です。また、それ以降の運航予定については、まだ発表されておらず、減便や運休が継続される可能性があります。

(2) メルボルン・成田線

6月1日メルボルン発の便まで「運休」される予定です。また、それ以降の運航予定については、まだ発表されておらず、減便や運休が継続される可能性があります。

最新の運航情報は、以下の同社サイトをご確認ください。

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/200228/>

<https://press.jal.co.jp/ja/schedule/>

なお、日本航空は、同社の名前を使用するなりすましメールへの注意を呼びかけており、ご注意ください。

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2019/other/sns/index.html>

3 カンタス及びジェットスター

7月末まで国際線は運休される予定です（運航中のロンドン、ロサンゼルス、香港及びオーランドへの臨時便を除きます。また、ニュージーランド線については、6月末まで運休される予定です）。

カンタスウェブサイト

<https://www.qantasnewsroom.com.au/media-releases/qantas-group-market-update-increasing-resilience-for-long-term-recovery/>

4 ヴァージンオーストラリア

6月14日まで国際線は運休される予定です（運航中のロサンゼルス及び香港への臨時便を除きます）。なお、同社は現在、任意管理手続きによる経営再建中となっています。

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244（代表）

FAX : 02-6273-1848

メール : consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP : https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト : <https://www.australia.gov.au/>

A C T 政府コロナウイルス関連サイト : <https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト : <https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト (日本語) : <https://www.homeaffairs.gov.au/covid-19/Pages/covid-19-Japanese.aspx?lang=Japanese>

豪保健省コロナウイルス関連サイト : <https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館は A C T (首都特別地域) を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館 (N S W 州, N T (北部準州) 管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館 (V I C 州, S A 州, T A S 州管轄)

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館 (Q L D 州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館 (W A 州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>